

# 松山市談合情報対応マニュアル

このマニュアルは、本市が発注する建設工事，委託業務（測量・設計・清掃・警備等）及び物品調達等（物品の購入，物品の修繕，製造の請負，物件の借入れ及び不用物品の売払い）（以下「建設工事等」という。）で競争入札の談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合（新聞等の報道により当該情報を把握した場合を含む。以下同じ。）の対応について定める。

## 第1 一般原則

### 1 情報の確認

談合情報を受けた者は，情報提供者の氏名及び連絡先等を確認の上，談合情報報告書（第1号様式）を作成し，直ちに松山市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務を処理する契約課（以下「事務局」という。）に，入札に関する書類を添えて提出する。

なお，報道機関から談合情報を入手した場合には，報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう当該報道機関に要請する。

### 2 委員会への報告

談合情報の通報があった入札を担当する課等（以下「担当課」という。）は，事務局と協議の上，速やかに委員会の委員長（以下「委員長」という。）に報告する。

### 3 委員会の審議

委員長は，担当課から報告を受けたときは，委員会を招集する。委員会は，談合情報の信憑性について審議し，事情聴取等の調査（以下「調査等」という。）を行うか否かを判断する。

### 4 公正取引委員会及び愛媛県警察本部への通報

- (1) 委員長は，委員会で調査等を行うこととした場合は，速やかに次に掲げる書面により公正取引委員会及び愛媛県警察本部（以下「公正取引委員会等」という。）に通報する。

- ① 談合情報通報書（第2号様式）
- ② 談合情報報告書の写し

(2) 委員長は、調査等が終了したときは、速やかに次に掲げる書面により公正取引委員会等に通報する。

- ① 談合情報通報書
- ② 談合情報報告書の写し
- ③ 事情聴取書（第3号様式）の写し
- ④ 誓約書（第4号様式）の写し
- ⑤ 入札執行表の写し

## 5 報道機関への対応

報道機関から談合情報に関する市の対応について説明を求められたときは、担当課がこれに対応する。ただし、委員長が特に認めるときは、この限りでない。

## 第2 調査等

調査等は、次のとおり行う。

### 1 競争入札執行前に談合情報を入手した場合 **別紙①参照**

#### (1) 事情聴取

ア 担当課は、談合情報の通報があった入札の参加業者（辞退者を含む。以下「入札参加者」という。）に対して、速やかに事情聴取を行う。事情聴取の対象者は、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

イ 事情聴取は、入札執行前に行う。ただし、入札執行日時までに事情聴取を行うことが困難な場合は、入札を延期してから、入札執行前に行う。

ウ 事情聴取を行ったときは、事情聴取書を作成する。

#### (2) 委員会への報告及び委員会の審議（事情聴取後）

ア 担当課は、事務局と協議の上、事情聴取の結果を委員会に報告する。

イ 委員会は、アの報告に基づき、談合の事実があったと認められるか否かを審議する。

(3) 委員会審議の結果，明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

担当課は，松山市契約規則(平成20年規則第11号。以下「規則」という。)第5条の規定により，入札の執行を中止する。

(4) 委員会審議の結果，明らかに談合の事実があったと認められない場合の対応

ア 担当課は，入札参加者に対して，誓約書の提出を求めるとともに，入札執行後明らかに談合の事実があったと認められたときには，入札を無効とすること等の注意を促す。

イ 入札書を提出する際に，応札者から，入札金額の内訳書等積算根拠（以下「内訳書等」という。）を提出させる。

ただし，内訳書等の提出を義務付けていない入札の場合は，内訳書等の審査の必要性等を考慮した上で，内訳書等の提出を求めず入札を執行するか，内訳書等の提出を求めた上で，入札日を延期して入札を執行するか，いずれかの対応をすることができる。

ウ 入札の執行後，落札者の決定を保留する。

エ 内訳書等の提出がある場合は，内訳書等を入念に審査する。

(5) 委員会への報告及び委員会の審議（入札執行後）

ア 担当課は，事務局と協議の上，入札執行状況及び内訳書等の審査を行ったときは，その結果を委員会に報告する。

イ 委員会は，アの報告に基づき，談合の事実があったと認められるか否かを審議する。

(6) 委員会審議の結果，明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

担当課は，規則第6条の規定により，入札を無効とする。

(7) 委員会審議の結果，明らかに談合の事実があったと認められない場合の対応

担当課は，落札者を決定し，契約を締結する。

(8) その他

ア 担当課は，委員会が上記の規定にかかわらず，明らかに談合の事実があったと認められるまでには至らないが，入札を継続することが適当でないとした場合は，入札を中止又は無効とすることができる。

イ アに掲げる場合のほか，調査等を行わなかった場合であっても，担当課は，開札結果

に不審な点がある場合は、落札者の決定を保留し、事務局と協議の上、委員会に報告する。

担当課は、委員会がこの報告に基づき、談合の事実があったと認められるか否かを審議し、明らかに談合の事実があったと認められるまでには至らないが、入札を継続することが適当でないとした場合は、入札を無効とすることができる。

## 2 競争入札執行後、契約締結以前に談合情報を入手した場合 **別紙②参照**

### (1) 事情聴取等

ア 担当課は、入札参加者に対して、速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を作成する。事情聴取の対象者は、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。

イ 内訳書等の提出を義務付けていない入札の場合は、事情聴取を行うときに、応札者から内訳書等を提出させ、提出された内訳書等を入念に審査する。

ただし、内訳書等の審査の必要性を考慮した上で、提出を求めないことができる。

### (2) 委員会への報告及び委員会の審議

ア 担当課は、事務局と協議の上、事情聴取の結果及び内訳書等の審査を行ったときはその結果を、委員会に報告する。

イ 委員会は、アの報告に基づき、談合の事実があったと認められるか否かを審議する。

### (3) 委員会審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

担当課は、規則第6条の規定により、入札を無効とする。

### (4) 委員会審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められない場合の対応

担当課は、入札参加者に対して、誓約書の提出を求めた上で、落札者と契約を締結する。

### (5) その他

担当課は、委員会が上記の規定にかかわらず、明らかに談合の事実があったと認められるまでには至らないが、契約を締結することが適当でないとした場合は、入札を無効とすることができる。

### 3 契約締結後に談合情報を入手した場合 **別紙③参照**

(1) 建設工事等の一時中断

担当課は、談合情報の通報があった建設工事等を一時中断させる。

(2) 事情聴取等

第2の2の(1)の規定のとおりとする。

(3) 委員会への報告及び委員会の審議

第2の2の(2)の規定のとおりとする。

(4) 委員会審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

担当課は、建設工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断する。

(5) 委員会審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められない場合の対応

担当課は、入札参加者に対して、誓約書の提出を求めた上で、建設工事等を続行させる。

#### 付 則

(施行期日)

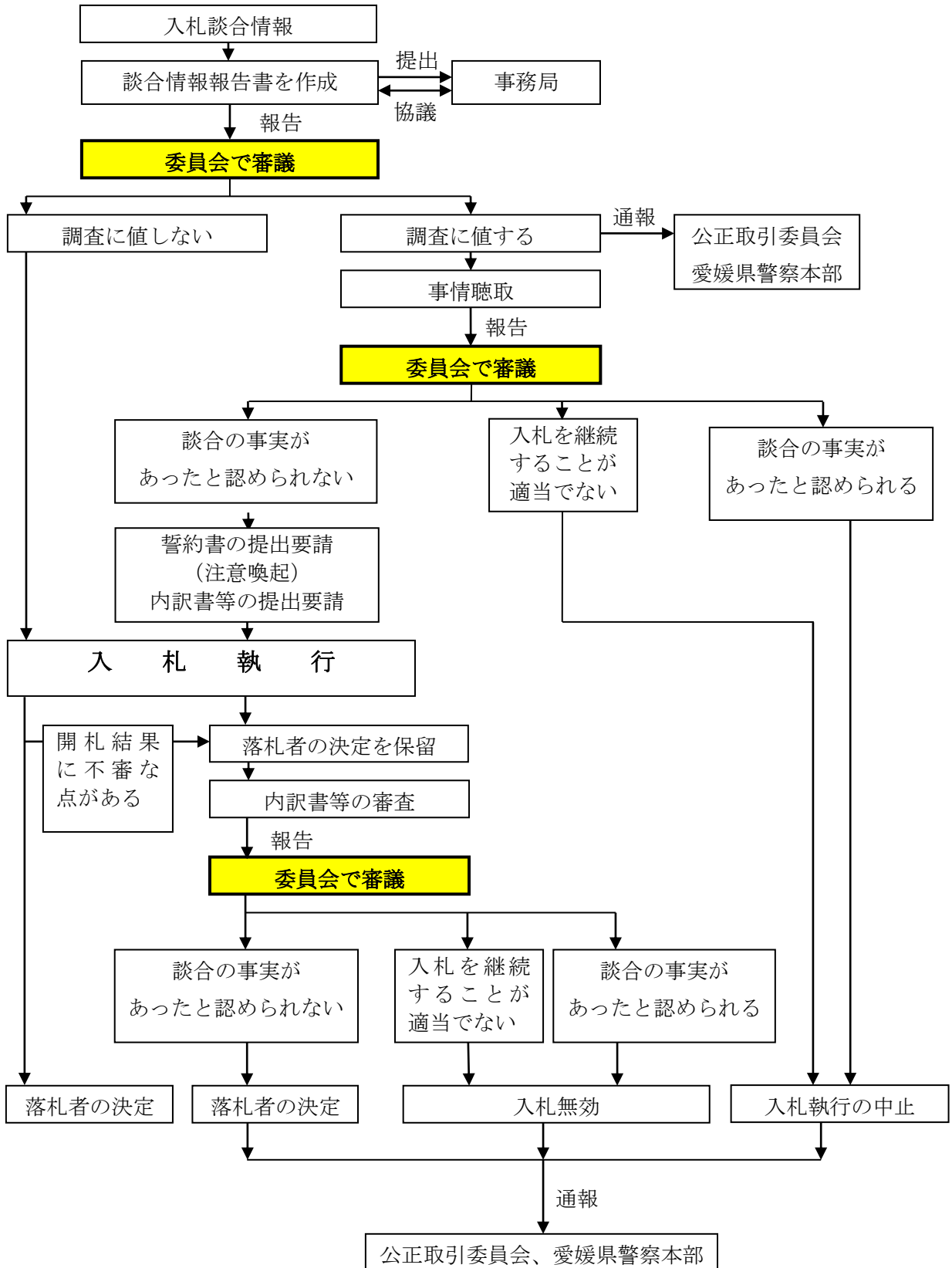
1 このマニュアルは、令和4年4月1日から施行する。

(松山市談合情報対応マニュアルの廃止)

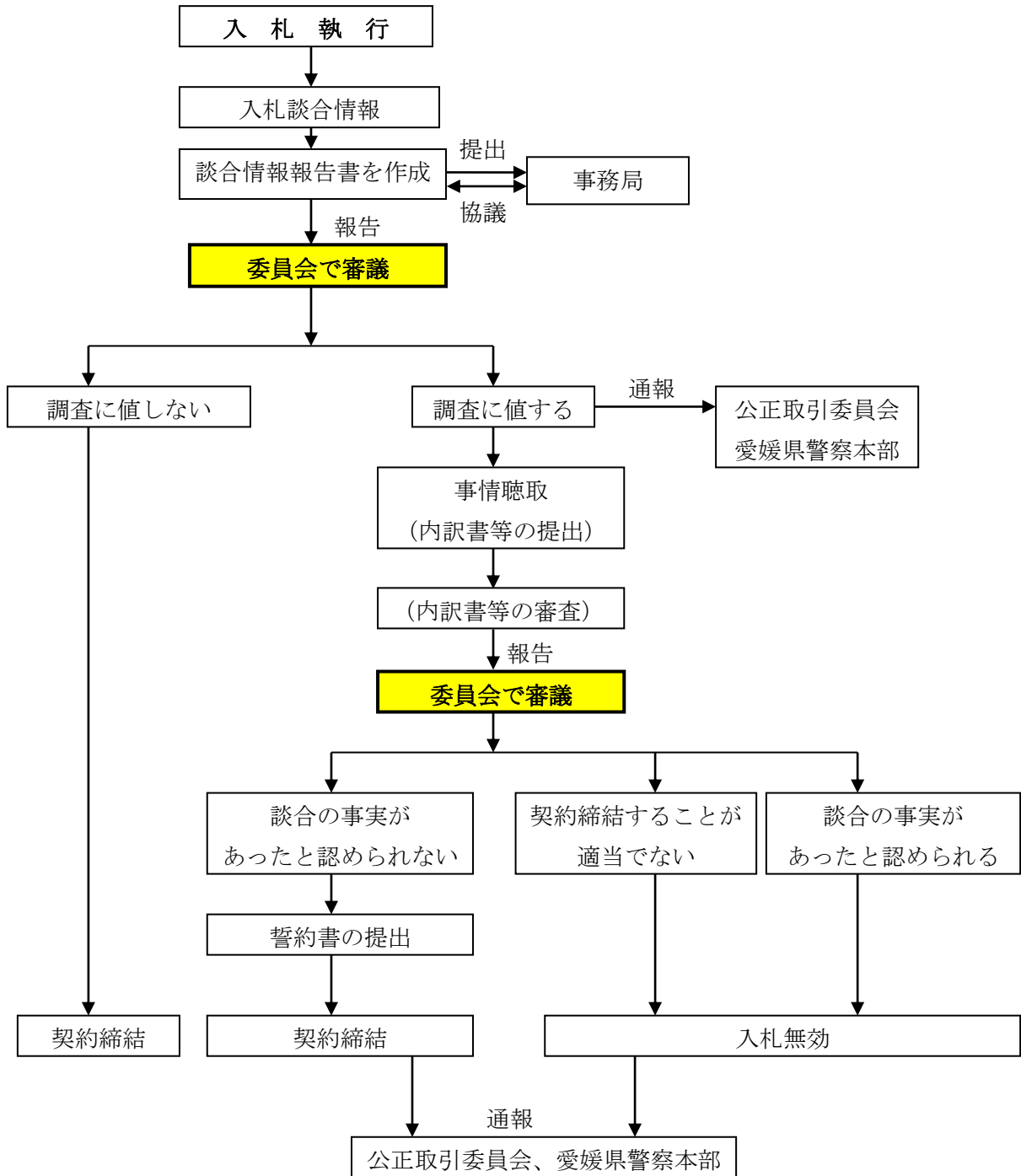
2 松山市談合情報対応マニュアル（平成17年7月1日施行）は、廃止する。

# 談合情報対応フロー

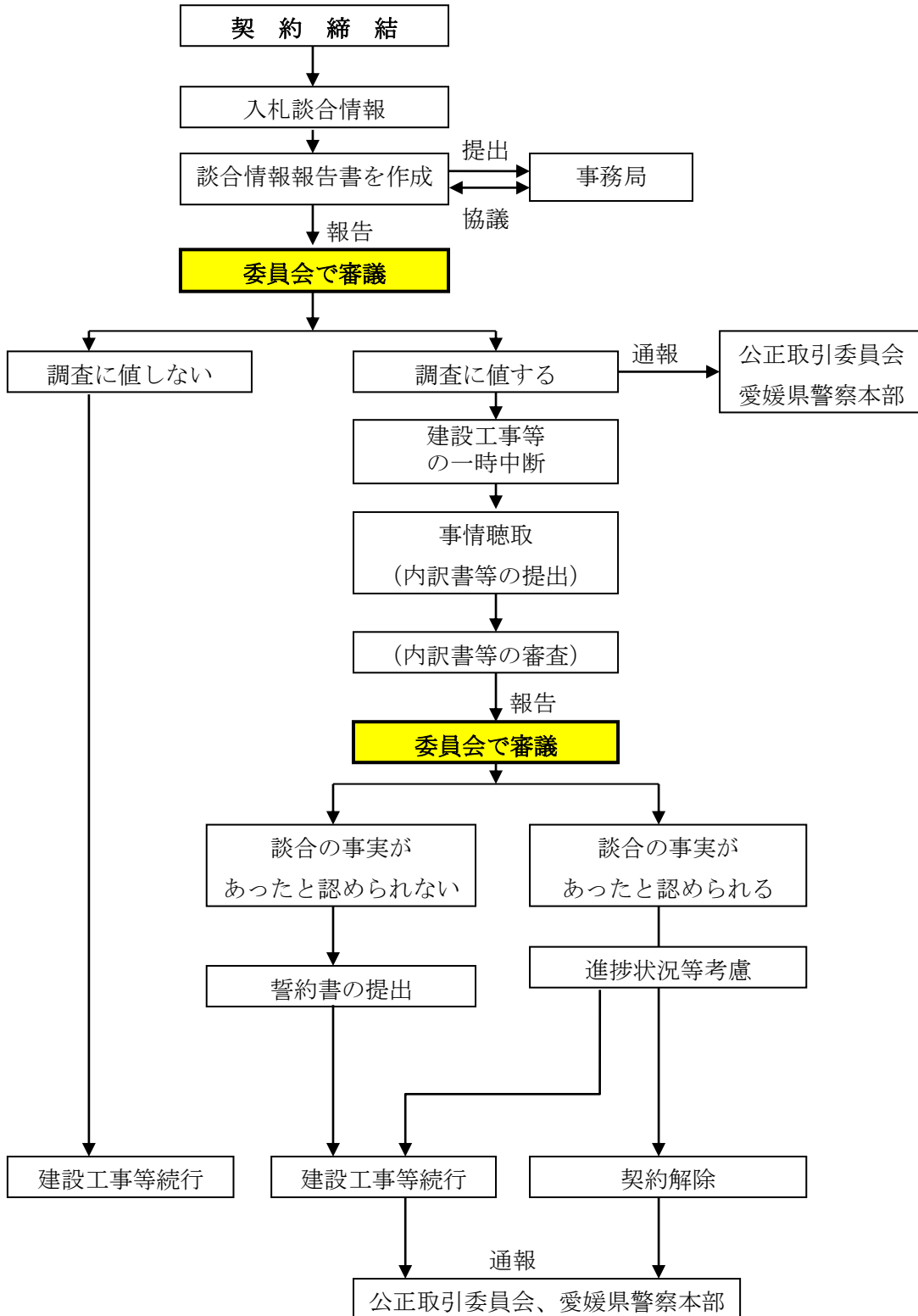
## 1 競争入札執行前に談合情報を入手した場合



2. 競争入札執行後、契約締結以前に談合情報を入手した場合



3. 契約締結後に談合情報を入手した場合





(第1号様式)

## 談合情報報告書

情報を受けた日時	年 月 日( ) 時 分 ~ 時 分
情報提供者	(1)氏名 (2)連絡先(住所等) (3)電話番号
情報の入手方法	・電話 ・書面 ・面接 ・報道 ・その他( )
情報内容	
応答の概要	
応答者所属・職・氏名	

注 次に挙げる書類を添付すること。

- (1) 情報を書面により入手した場合には、当該書面の写し
- (2) その他入札に関する書類

(第2号様式)

# 談合情報通報書

年 月 日

公正取引委員会  
愛媛県警察本部 } 様

松山市公正入札調査委員会  
委員長

談合情報に関する資料の送付について

下記案件の談合情報に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

記

(案件名)

(別 添)

- ・ 談合情報報告書(写)
- ・ 事情聴取書(写)
- ・ 誓約書(写)
- ・ 入札執行表(写)

(第3号様式)

## 事情聴取書

案 件 名		
事情聴取日時		
事情聴取場所		
事情聴取を 受けた者	商号又は名称	
	氏 名	
事情聴取を 行った者	課 名	
	職・氏名	

質 問		聴 取 内 容
1	この入札について、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2	この入札について、他社の人と何らかの打合せ、または話合いをしたことがありますか。	
3	あったとすれば、どのような内容の打合せ、または話合いでしたか。	
4	その他必要事項	

(第4号様式)

## 誓約書

年 月 日

(提出先) 松山市長

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

事情聴取を受けた者

印

\_\_\_\_\_の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法律を遵守することを誓約します。

今後、当該入札に関する談合の事実が明らかになった場合等には、入札の無効又は契約の解除をされても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び愛媛県警察本部に送付されても異議はありません。